申　請　者　各　位

綾川町健康福祉課

介護認定における新型コロナウイルス感染拡大防止のための

臨時的取扱いについて

　平素よりお世話になっております。

　新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、介護認定の更新手続きにおいて、認定調査員との面会辞退の申し出をされる場合、**要介護状態区分または要支援状態区分は現区分のままで、有効期間を従来の期間に新たに１年合算**させる臨時的措置をとることといたします。この申し出をされる方は、介護保険申請書に、**「要介護認定審査のための面会辞退について」を添えて**申請して下さい。この場合、**主治医の意見書は不要**です。

　また、要介護区分変更・要支援区分変更に係る手続きには、通常どおり、主治医の意見書の添付及び認定調査員との面会が必要です。

要介護認定審査のための面会辞退について

私は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、要介護認定調査のための面会を辞退します。また、この場合、要介護状態区分または要支援状態区分は現区分のままで、従来の期間に新たに１年合算した有効期間となることを了承します。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　被保険者番号

氏名

　住所